

新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話等による処方箋の交付について

このことについて、厚生労働省より事務連絡があり、電話再診等により処方箋を交付することが可能となりました。つきましては、下記のとおりとなりますのでお知らせ致します。なお、この取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症患者の状況を踏まえた臨時的な取扱いであることを申し添えます。

《処方箋の交付が可能な方》

- ・ 慢性疾患等を有し、当院を定期受診されている方
※ただし、初診の方、急性期症状等がある方は対象外となります。

《電話する際の留意点》

- ・ 『定期受診されている診療科』へ電話してください。その際は、『当院の診察券』と『お薬手帳等』をご用意してから電話していただくと幸いです。ご協力よろしくお願い致します。

病 院 長